第2回の質疑等からの考え方

質疑事項	考え方
暴力団員の照会方法	・県下の自治体で統一的な照会方法が必要 ・今後、県警本部へ申し入れをする
市や市民等の「役割」、「責務」	市については、「責務」とする
市の事業からの排除	・具体的な排除規定は条例では規定しない ・条例が施行されることに伴い、各部署で 管理している条例、要綱、マニュアルの 改正等を要請していく。
刺青の除外	・本条例では、規制しない